

## 令和5年度静岡県地域防災計画修正 新旧対照表 (案)

## 4 原子力災害対策編

頁	旧	新	備考																				
2	第1章 (略) 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和2年2月5日一部改正)を遵守するものとする。 (略) 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)	第1章 (略) 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和4年7月6日一部改正)を遵守するものとする。 (略) 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)	最新の改正日に更新																				
7	1 指定地方行政機関 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡労働局</td> <td>1 老働災害防止の監督指導 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)</td> <td>1 海上における緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の支援 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	静岡労働局	1 老働災害防止の監督指導 (略)	(略)	(略)	第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の支援 (略)	1 指定地方行政機関 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡労働局東海北陸厚生局</td> <td>1 労働災害防止の監督指導 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)</td> <td>1 海上における緊急時モニタリングの支援 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	静岡労働局東海北陸厚生局	1 労働災害防止の監督指導 (略)	(略)	(略)	第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時モニタリングの支援 (略)	誤字 第7節2項の読替え反映
機 関 名	所 掌 事 務																						
(略)	(略)																						
静岡労働局	1 老働災害防止の監督指導 (略)																						
(略)	(略)																						
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)の支援 (略)																						
機 関 名	所 掌 事 務																						
(略)	(略)																						
静岡労働局東海北陸厚生局	1 労働災害防止の監督指導 (略)																						
(略)	(略)																						
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時モニタリングの支援 (略)																						
8	2 自衛隊 (略) 3 指定公共機関及び指定地方公共機関等 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い	(略)	(略)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣	2 自衛隊 (略) 3 指定公共機関及び指定地方公共機関等 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社</td> <td>1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 緊急被ばく医療派遣チームの派遣</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い	(略)	(略)	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 緊急被ばく医療派遣チームの派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針の記載と整合</li> <li>原子力災害対策指針に基づく派遣チームを組織していないため、原子力災害対策マニュアルの「緊急被ばく医療支援チーム」に修正</li> </ul>
機 関 名	所 掌 事 務																						
(略)	(略)																						
西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い																						
(略)	(略)																						
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣																						
機 関 名	所 掌 事 務																						
(略)	(略)																						
西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取扱い																						
(略)	(略)																						
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 緊急被ばく医療派遣チームの派遣																						
	4 消防機関 (略) 5 静岡県	4 消防機関 (略) 5 静岡県																					

4 原子力災害対策編

頁	旧	新	備考
10	<p>所 掌 事 務</p> <p>(略)</p> <p>19 住民等からの問い合わせ対応</p> <p>(略)</p>	<p>所 掌 事 務</p> <p>(略)</p> <p>19 住民等からの問合せ対応</p> <p>(略)</p>	修正
11	<p>6 静岡県警察本部</p> <p>(略)</p> <p>7 所在市及び関係周辺市町</p> <p>所 掌 事 務</p> <p>(略)</p> <p>17 住民等からの問い合わせ対応</p> <p>(略)</p>	<p>6 静岡県警察本部</p> <p>(略)</p> <p>7 所在市及び関係周辺市町</p> <p>所 掌 事 務</p> <p>(略)</p> <p>17 住民等からの問合せ対応</p> <p>(略)</p>	修正
12	<p>(略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 協議</p> <p>(略)</p> <p>2 届出</p> <p>(1) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>1 協議</p> <p>(略)</p> <p>2 届出</p> <p>(1) 県は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(3) 県は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、関係周辺市町に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>(略)</p>	修正 修正 修正
12	<p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>(1) 県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策編」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>(1) 県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策編」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>(略)</p>	修正

4 原子力災害対策編

頁	旧	新	備考
15	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略)</p> <p>2 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 (略)</p> <p>② 社会環境に関する資料 (略)</p> <p>カ 緊急被ばく医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等） (略)</p> <p>⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料 ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む） (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化等 (略)</p> <p>⑦ 非常用電源等の確保 県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。 (略)</p>	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略)</p> <p>2 情報の分析整理 (略)</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 (略)</p> <p>② 社会環境に関する資料 (略)</p> <p>カ 原子力災害医療機関に関する資料（原子力災害医療協力機関（以下「協力機関」という。）、原子力災害拠点病院（以下「拠点病院」という。）それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等） (略)</p> <p>⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料 ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。） (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化等 (略)</p> <p>⑦ 非常用電源等の確保 県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。 (略)</p>	<p>防災基本計画と整合</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>
17	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1) 県原子力情報収集体制 県は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。 (2) 県原子力警戒体制 県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合又は国から警戒事態発生連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1) 県原子力情報収集体制 県は、情報収集事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。 (2) 県原子力警戒体制 県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合又は国から警戒事態発生連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体</p>	<p>修正</p> <p>修正</p>

頁	旧	新	備考
18	<p>制の整備を図るものとする。また、施設敷地緊急事態発生に備えて、県原子力災害警戒本部設置の準備についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) オフサイトセンターにおける<b>立ち上げ</b>準備体制</p> <p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合、国から警戒事態発生連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、オフサイトセンターにおける<b>立ち上げ</b>準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>制の整備を図るものとする。また、施設敷地緊急事態発生に備えて、県原子力災害警戒本部設置の準備についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) オフサイトセンターにおける<b>立上げ</b>準備体制</p> <p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合、国から警戒事態発生連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、オフサイトセンターにおける<b>立上げ</b>準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(略)</p>	
19	<p>6 警察災害派遣隊</p> <p>県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の<b>受け入れ</b>体制などの整備を図るものとする。</p> <p>7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、<b>受け入れ</b>体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>6 警察災害派遣隊</p> <p>県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の<b>受入</b>体制などの整備を図るものとする。</p> <p>7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、<b>受入</b>体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	
19	<p>9 原子力災害医療派遣チーム派遣要請体制</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、<b>受け入れ</b>体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（避難者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力の<b>もと</b>、他の都道府県及び民間事業者との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の推進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>9 原子力災害医療派遣チーム<b>等</b>派遣要請体制</p> <p>県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム<b>等</b>派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、<b>受入</b>体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>10 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（避難者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力の<b>下</b>、他の都道府県及び民間事業者との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の推進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	

頁	旧	新	備考																														
20	<p>なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>締結年月日</th> <th>構成都道府県等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応援に関する協定 (中部圏9県1市)</td> <td>平成7年11月14日</td> <td>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市</td> </tr> <tr> <td>震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)</td> <td>平成8年6月13日</td> <td>東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県</td> </tr> <tr> <td>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</td> <td>平成8年7月18日</td> <td>全都道府県</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	締結年月日	構成都道府県等	災害応援に関する協定 (中部圏9県1市)	平成7年11月14日	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市	震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)	平成8年6月13日	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年7月18日	全都道府県	(略)	(略)	(略)	<p>なお、都道府県間における広域応援協定の締結状況は次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>当初締結年月日</th> <th>構成都道府県等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時等の応援に関する協定 (中部圏9県1市)</td> <td>昭和52年3月31日</td> <td>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市</td> </tr> <tr> <td>震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)</td> <td>昭和52年6月16日</td> <td>東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県</td> </tr> <tr> <td>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</td> <td>平成8年7月18日</td> <td>全都道府県</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	当初締結年月日	構成都道府県等	災害時等の応援に関する協定 (中部圏9県1市)	昭和52年3月31日	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市	震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)	昭和52年6月16日	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	平成8年7月18日	全都道府県	(略)	(略)	(略)	誤記の修正
名称	締結年月日	構成都道府県等																															
災害応援に関する協定 (中部圏9県1市)	平成7年11月14日	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市																															
震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)	平成8年6月13日	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県																															
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年7月18日	全都道府県																															
(略)	(略)	(略)																															
名称	当初締結年月日	構成都道府県等																															
災害時等の応援に関する協定 (中部圏9県1市)	昭和52年3月31日	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市																															
震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会)	昭和52年6月16日	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県																															
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	平成8年7月18日	全都道府県																															
(略)	(略)	(略)																															
22	<p>(略)</p> <p>13 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に住民等の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>13 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材(NaI(Tl)サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等)の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正反映																														
23	<p>(略)</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</p> <p>また、県は、所在市及び関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</p> <p>また、県は、所在市及び関係周辺市町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。また、国の協力の下、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p>	修正																														

頁	旧	新	備考
24	<p>なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) コンクリート屋内退避施設の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町に対しコンクリート屋内退避施設について<b>予め</b>調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) コンクリート屋内退避施設の整備</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町に対しコンクリート屋内退避施設について<b>あらかじめ</b>調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備について助言するものとする。</p> <p>(略)</p>	
24	<p>(8) 避難所における設備等の整備</p> <p>市町は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとし、県は市町を支援する。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、<b>炊き出し</b>用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとし、県は市町を支援する。</p>	<p>(8) 避難所における設備等の整備</p> <p>市町は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、<b>ガス設備</b>、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとし、県は市町を支援する。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、<b>炊出し</b>用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとし、県は市町を支援する。</p>	<p>防災基本計画の修正反映</p>
25	<p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力の<b>もと</b>、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在市及び関係周辺市町と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力の<b>下</b>、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>修正</p>
26	<p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構<b>放射線医学総合研究所</b>、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>修正</p> <p>原子力災害対策指針等と整合</p>

4 原子力災害対策編

頁	旧	新	備考
29	<p>(2) 県は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 県は、国と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者の危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を常に伝達できるよう、その体制及び県防災行政無線、広報車等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	修正
30	<p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>(略)</p>	修正
31	<p>⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>(略)</p>	<p>⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む。）に関すること</p> <p>(略)</p>	修正
31	<p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、</p> <p>① 災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練</p> <p>③ 緊急時通信連絡訓練</p> <p>④ 緊急時モニタリング訓練</p> <p>⑤ 原子力災害医療訓練</p> <p>⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練</p> <p>⑦ 周辺住民避難訓練</p> <p>⑧ 人命救助活動訓練</p>	<p>第16節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援の下、市町、自衛隊等と連携し、</p> <p>① 災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練</p> <p>③ 緊急時通信連絡訓練</p> <p>④ 緊急時モニタリング訓練</p> <p>⑤ 原子力災害医療訓練</p> <p>⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練</p> <p>⑦ 周辺住民避難訓練</p> <p>⑧ 人命救助活動訓練</p>	修正

頁	旧	新	備考
32	<p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するに<b>あたり</b>、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>県は、訓練を実施するに<b>あたり</b>、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国及び原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、<b>改訂</b>に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(略)</p>	<p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>県は、訓練を実施するに<b>当たり</b>、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>県は、訓練を実施するに<b>当たり</b>、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国及び原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、<b>改定</b>に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(略)</p>	修正
35	<p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への<b>問い合わせ</b>については簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<b>発生の確認と</b>原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、内閣府は、P A Zを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備</p>	<p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への<b>問合せ</b>については簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、内閣府は、P A Zを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸</p>	修正  防災基本計画との整合

4 原子力災害対策編

頁	旧	新	備考
	<p>備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p>	<p>送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p>	
36	<p>(略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への<b>問い合わせ</b>については、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、県は通報を受けた事象に関する原子力事業者への<b>問合せ</b>については、簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p>	修正
36	<p>(略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への<b>問い合わせ</b>については簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への<b>問合せ</b>については簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p>	修正
37	<p>3 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線<b>ならび</b>に防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(略)</p>	<p>3 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線<b>並び</b>に防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(略)</p>	修正
37	<p>⑤ 緊急時モニタリング実施計画の<b>改訂</b>への参画</p> <p>国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じ</p>	<p>⑤ 緊急時モニタリング実施計画の<b>改定</b>への参画</p> <p>国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じ</p>	修正

頁	旧	新	備考
38	<p>て、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急時の住民等の被ばく線量の実測</p> <p>国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>	<p>て、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定するものとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改定に協力する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急時の住民等の被ばく線量の実測</p> <p>国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>	防災基本計画との整合
38	<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等</p> <p>(略)</p> <p>② 県原子力情報収集体制の解除</p> <p>警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。</p> <p>ア 知事が、原子力発電所の状況が安定し、事故発生の恐れがなくなったと認めたとき。</p> <p>イ 県原子力警戒体制等に移行したとき。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警戒事態に対応した県の体制</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等</p> <p>(略)</p> <p>② 県原子力情報収集体制の解除</p> <p>警戒本部の設置準備体制の解除は、概ね次の基準によるものとする。</p> <p>ア 知事が、原子力発電所の状況が安定し、事故発生のおそれなくなったと認めたとき。</p> <p>イ 県原子力警戒体制等に移行したとき。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警戒事態に対応した県の体制</p> <p>(略)</p>	修正
38	<p>③ オフサイトセンターの設営準備への協力</p> <p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>(略)</p>	<p>③ オフサイトセンターの設営準備への協力</p> <p>県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合、国から警戒事態発生の連絡を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>(略)</p>	修正
42	<p>② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県原子力災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(略)</p>	<p>② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県原子力災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行うものとする。</p> <p>さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(略)</p>	誤記訂正

4 原子力災害対策編

頁	旧		新		備考
	対 象	指 標	対 象	指 標	
42	(略)	(略)	(略)	(略)	修正
	防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1シーベルトを上限とする。	防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、海上保安官、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。 眼の水晶体：等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で1シーベルトを上限とする。	
42	(略)	(略)	(略)	(略)	修正
	④ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。 さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。	④ 県の放射線防護を担う班は、原子力災害医療派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。 さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。			
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	第4節 避難、屋内退避等の防護措置		第4節 避難、屋内退避等の防護措置		
	1 避難、屋内退避等の防護措置の実施		1 避難、屋内退避等の防護措置の実施		
43	(略)	(略)	(略)	(略)	修正
	(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。	(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。 なお、「EAL」（Emergency Action Level）とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。			
50	(略)	(略)	(略)	(略)	第1章第1節の読替え反映
	(5) 県は、災害対策基本法第60条第6項に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には県は、国及び市町と緊密な連携を行うものとする。	(5) 県は、災対法第60条第6項に該当する場合において、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には県は、国及び市町と緊密な連携を行うものとする。			
51	(略)	(略)	(略)	(略)	修正
	(7) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるとき	(7) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるとき			

頁	旧	新	備考														
51	<p>は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、搬送すべき人並びに搬送すべき場所及び期日を示して、被災者の搬送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が<b>無い</b>のに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該搬送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県は、国の協力の<b>もと</b>、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町と協議の<b>うえ</b>、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施</p> <p>(略)</p>	<p>は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、搬送すべき人並びに搬送すべき場所及び期日を示して、被災者の搬送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が<b>ない</b>のに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該搬送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県は、国の協力の<b>下</b>、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、この場合、県は受入先の市町と協議の<b>上</b>、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施</p> <p>(略)</p>	修正														
54	<p>表 O I L 4 と防護措置について</p> <table border="1" data-bbox="201 1079 1240 1444"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値<sup>*1</sup></th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000 cpm<sup>*2</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm<sup>*3</sup>【1<b>ヶ</b>月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要	O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>*2</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β線：13,000cpm <sup>*3</sup> 【1 <b>ヶ</b> 月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<p>表 O I L 4 と防護措置について</p> <table border="1" data-bbox="1264 1079 2303 1444"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値<sup>*1</sup></th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000 cpm<sup>*2</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm<sup>*3</sup>【1<b>か</b>月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要	O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>*2</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β線：13,000cpm <sup>*3</sup> 【1 <b>か</b> 月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	修正
基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要															
O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>*2</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。															
	β線：13,000cpm <sup>*3</sup> 【1 <b>ヶ</b> 月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																
基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要															
O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm <sup>*2</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。															
	β線：13,000cpm <sup>*3</sup> 【1 <b>か</b> 月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																
54	<p>(略)</p> <p>5 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用に<b>あたって</b>の注意を払った上で、市町に対して服用すべき時機及び服用の方法を指示するとともに、市町及び医療機関と連携して、医師・薬剤師の確保、アレルギー等への対処態勢の確保その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>5 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は独自の判断により安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用に<b>当たって</b>の注意を払った上で、市町に対して服用すべき時機及び服用の方法を指示するとともに、市町及び医療機関と連携して、医師・薬剤師の確保、アレルギー等への対処態勢の確保その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p><b>6 住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施</b></p> <p><b>県は、国の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がO</b></p>	修正  防災基本計画との整合														

頁	旧	新	備考
55	<p><b>6</b> 要配慮者への配慮 (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p><b>7</b> 学校等施設における避難措置 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p><b>8</b> 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)</p> <p><b>9</b> 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置 (略)</p> <p><b>10</b> 飲食物、生活必需品等の供給 (略)</p>	<p><b>I L</b>に基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。</p> <p><b>7</b> 要配慮者への配慮 (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の下、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p> <p><b>8</b> 学校等施設における避難措置 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p><b>9</b> 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)</p> <p><b>10</b> 警戒区域の設定、避難の指示等の実効を上げるための措置 (略)</p> <p><b>11</b> 飲食物、生活必需品等の供給 (略)</p>	<p>号ずれ（以下同様）</p> <p>修正</p> <p>修正</p>
56	<p>(5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、</p>	<p>(5) 被災した県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、</p>	<p>修正</p>

頁	旧	新	備考																																
60	<p>当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が<b>無い</b>のに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動等</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、<b>緊急被ばく</b>医療活動実施要領に定める。</p> <p>(略)</p>	<p>当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が<b>ない</b>のに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>(略)</p> <p>2 医療活動等</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県は、必要に応じ、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、スクリーニング及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する組織及び具体的な内容については、<b>原子力災害</b>医療活動実施要領に定める。</p> <p>(略)</p>	原子力防災計画との整合																																
61	<table border="1" data-bbox="201 947 1234 1381"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>原子力災害医療協力機関<sup>*1</sup></th> <th>原子力災害拠点病院</th> <th>高度被ばく医療支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診療</td> <td>1 (略) 2 救急蘇生法等 3・4 (略)</td> <td>1 (略) 2 高線量被ばく傷病者等の診療開始 3・4 (略)</td> <td>1 (略) 2 <b>高線</b>被ばく傷病者等の診療等 3・4 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	原子力災害医療協力機関 <sup>*1</sup>	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センター	(略)	(略)	(略)	(略)	診療	1 (略) 2 救急蘇生法等 3・4 (略)	1 (略) 2 高線量被ばく傷病者等の診療開始 3・4 (略)	1 (略) 2 <b>高線</b> 被ばく傷病者等の診療等 3・4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1270 947 2303 1381"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>原子力災害医療協力機関<sup>*1</sup></th> <th>原子力災害拠点病院</th> <th>高度被ばく医療支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>診療</td> <td>1 (略) 2 救急蘇生法等 3・4 (略)</td> <td>1 (略) 2 高線量被ばく傷病者等の診療開始 3・4 (略)</td> <td>1 (略) 2 <b>高線量</b>被ばく傷病者等の診療等 3・4 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	原子力災害医療協力機関 <sup>*1</sup>	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センター	(略)	(略)	(略)	(略)	診療	1 (略) 2 救急蘇生法等 3・4 (略)	1 (略) 2 高線量被ばく傷病者等の診療開始 3・4 (略)	1 (略) 2 <b>高線量</b> 被ばく傷病者等の診療等 3・4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	誤記訂正
区分	原子力災害医療協力機関 <sup>*1</sup>	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センター																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
診療	1 (略) 2 救急蘇生法等 3・4 (略)	1 (略) 2 高線量被ばく傷病者等の診療開始 3・4 (略)	1 (略) 2 <b>高線</b> 被ばく傷病者等の診療等 3・4 (略)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
区分	原子力災害医療協力機関 <sup>*1</sup>	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センター																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
診療	1 (略) 2 救急蘇生法等 3・4 (略)	1 (略) 2 高線量被ばく傷病者等の診療開始 3・4 (略)	1 (略) 2 <b>高線量</b> 被ばく傷病者等の診療等 3・4 (略)																																
(略)	(略)	(略)	(略)																																
62	<p>(略)</p> <p>※3 転送は、一般の診療所・病院、<b>二次被ばく医療機関</b>、高度被ばく医療支援センター等への転送をいう。</p> <p>(10) 被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構<b>放射線医学総合研究所</b>及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>※3 転送は、一般の診療所・病院、<b>原子力災害拠点病院</b>、高度被ばく医療支援センター等への転送をいう。</p> <p>(10) 被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(略)</p>	<p>誤記訂正</p> <p>原子力災害対策指針等と整合</p>																																

頁	旧	新	備考
62	<p>(2) 県は、住民等への情報提供に<b>あたって</b>は国及び応急対策実施区域を含む市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ<b>わかりやすい</b>例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 県は、住民等への情報提供に<b>当たって</b>は国及び応急対策実施区域を含む市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ<b>分かりやすい</b>例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	修正
63	<p>(5) 県は、情報伝達に<b>当たって</b>、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種<b>問い合わせ</b>先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 県は、情報伝達に<b>当たって</b>、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種<b>問合せ</b>先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	修正
63	<p>4 住民等からの<b>問い合わせ</b>に対する対応</p> <p>(1) 県は、国、応急対策実施区域を含む市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの<b>問い合わせ</b>に対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>4 住民等からの<b>問合せ</b>に対する対応</p> <p>(1) 県は、国、緊急事態応急対策実施区域を含む市町及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの<b>問合せ</b>に対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	修正 修正
64	<p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援<b>申し入れ</b>が寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援<b>申入れ</b>が寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応するものとする。</p> <p>(略)</p>	修正
64	<p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町が受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する<b>問い合わせ</b>窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱</p>	<p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町が受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する<b>問合せ</b>窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包</p>	修正

頁	旧	新	備考
68	<p>包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第5節 各種制限措置の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、<b>立ち入り</b>制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第5節 各種制限措置の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、<b>立入</b>制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	修正

4 原子力災害対策編

頁	旧	新	備考																																																																																																																																																																								
71	<p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">中部電力横浜原子力発電所 0537-86-3481</td> </tr> <tr> <td colspan="2">↓</td> </tr> <tr> <td>浜岡原子力発電所からの連絡先</td> <td>関係機関を経由する連絡先</td> </tr> <tr> <td>【国】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121</td> <td>→ 警察庁（警察局警備課）03-3581-0141 防衛省（統合幕僚監部参事官付）03-5269-3246 海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361 気象庁（総務部企画課）03-3214-7902 厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3593-2171 農林水産省（大臣官房環境政策課）03-3502-8056 その他関係省庁</td> </tr> <tr> <td>内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房 内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）付 03-6910-0259</td> <td>→ 内閣府（内閣総理大臣）</td> </tr> <tr> <td>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 （自動車局環境政策課）03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付）03-5253-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【国出先機関】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田労働基準監督署 0538-32-2205</td> <td>→ 静岡労働局（健康安全課）054-254-6314</td> </tr> <tr> <td>御前崎海上保安署 0548-63-4999</td> <td>→ 清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118</td> </tr> <tr> <td>【静岡県】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088</td> <td>→ 賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004 東部地域局（危機管理課）055-920-2003 中部地域局（危機管理課）054-644-9104 西部地域局（危機管理課）0538-37-2204 県内全市町（一斉FAX） 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833</td> </tr> <tr> <td>環境放射線監視センター0548-29-1111</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>→ 静岡県警察本部（災害対策課）054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署</td> </tr> <tr> <td>【市町、消防】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市（危機管理課）0537-85-1119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧之原市（防災課）0548-23-0058</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市（危機管理課）0537-35-0923</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市（危機管理課）0537-21-1131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吉田町（防災課）0548-33-2164</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袋井市（危機管理課）0538-86-3703</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼津市（地域防災課）054-623-2554</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市（大規模災害対策課）054-643-3119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島田市（危機管理課）0547-36-7143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森町（防災課）0538-85-6302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田市（危機管理課）0538-37-2114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td> <td>→ 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525</td> </tr> <tr> <td>静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部 0537-21-6101</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【中部電力】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力株本店原子力部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力株東京支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力株静岡支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先（関係機関から連絡）</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台（総務部業務課）03-3212-2949</td> <td>静岡地方気象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	中部電力横浜原子力発電所 0537-86-3481		↓		浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	【国】		原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→ 警察庁（警察局警備課）03-3581-0141 防衛省（統合幕僚監部参事官付）03-5269-3246 海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361 気象庁（総務部企画課）03-3214-7902 厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3593-2171 農林水産省（大臣官房環境政策課）03-3502-8056 その他関係省庁	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373		内閣官房 内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）付 03-6910-0259	→ 内閣府（内閣総理大臣）	経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 （自動車局環境政策課）03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付）03-5253-8309		【国出先機関】		中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683		原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778		磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局（健康安全課）054-254-6314	御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118	【静岡県】		静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004 東部地域局（危機管理課）055-920-2003 中部地域局（危機管理課）054-644-9104 西部地域局（危機管理課）0538-37-2204 県内全市町（一斉FAX） 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833	環境放射線監視センター0548-29-1111		菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部（災害対策課）054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署	【市町、消防】		御前崎市（危機管理課）0537-85-1119		牧之原市（防災課）0548-23-0058		菊川市（危機管理課）0537-35-0923		掛川市（危機管理課）0537-21-1131		吉田町（防災課）0548-33-2164		袋井市（危機管理課）0538-86-3703		焼津市（地域防災課）054-623-2554		藤枝市（大規模災害対策課）054-643-3119		島田市（危機管理課）0547-36-7143		森町（防災課）0538-85-6302		磐田市（危機管理課）0538-37-2114		御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525	静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119		菊川市消防本部 0537-35-0119		掛川市消防本部 0537-21-6101		【中部電力】		中部電力株本店原子力部		中部電力株東京支社		中部電力株静岡支店		※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先（関係機関から連絡）		陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区気象台（総務部業務課）03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡	<p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報（特定事象発生通報）及び通報後の連絡</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">中部電力横浜原子力発電所 0537-86-3481</td> </tr> <tr> <td colspan="2">↓</td> </tr> <tr> <td>浜岡原子力発電所からの連絡先</td> <td>関係機関を経由する連絡先</td> </tr> <tr> <td>【国】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121</td> <td>→ 警察庁（警察局警備課）03-3581-0141 防衛省（統合幕僚監部参事官付）03-5269-3246 海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361 気象庁（総務部企画課）03-3214-7902 厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3593-2171 農林水産省（大臣官房環境政策課）03-3502-8056 その他関係省庁</td> </tr> <tr> <td>内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房 内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）付 03-6910-0259</td> <td>→ 内閣府（内閣総理大臣）</td> </tr> <tr> <td>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 （自動車局環境政策課）03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付）03-5253-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【国出先機関】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田労働基準監督署 0538-32-2205</td> <td>→ 静岡労働局（健康安全課）054-254-6314</td> </tr> <tr> <td>御前崎海上保安署 0548-63-4999</td> <td>→ 清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118</td> </tr> <tr> <td>【静岡県】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088</td> <td>→ 賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004 東部地域局（危機管理課）055-920-2003 中部地域局（危機管理課）054-644-9104 西部地域局（危機管理課）0538-37-2204 県内全市町（一斉FAX） 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833</td> </tr> <tr> <td>環境放射線監視センター0548-29-1111</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>→ 静岡県警察本部（緊急事態対策課）054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署</td> </tr> <tr> <td>【市町、消防】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市（危機管理課）0537-85-1119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧之原市（危機管理課）0548-23-0058</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市（危機管理課）0537-35-0923</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市（危機管理課）0537-21-1131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吉田町（防災課）0548-33-2164</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袋井市（危機管理課）0538-86-3703</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼津市（地域防災課）054-623-2554</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市（大規模災害対策課）054-643-3119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島田市（危機管理課）0547-36-7320</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森町（防災課）0538-85-6302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田市（危機管理課）0538-37-2114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td> <td>→ 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525</td> </tr> <tr> <td>静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部 0537-21-6101</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【中部電力】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力株本店原子力部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力株東京支社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力株静岡支店</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先（関係機関から連絡）</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台（総務部業務課）03-3212-2949</td> <td>静岡地方気象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	中部電力横浜原子力発電所 0537-86-3481		↓		浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	【国】		原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→ 警察庁（警察局警備課）03-3581-0141 防衛省（統合幕僚監部参事官付）03-5269-3246 海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361 気象庁（総務部企画課）03-3214-7902 厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3593-2171 農林水産省（大臣官房環境政策課）03-3502-8056 その他関係省庁	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373		内閣官房 内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）付 03-6910-0259	→ 内閣府（内閣総理大臣）	経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 （自動車局環境政策課）03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付）03-5253-8309		【国出先機関】		中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683		原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778		磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局（健康安全課）054-254-6314	御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118	【静岡県】		静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004 東部地域局（危機管理課）055-920-2003 中部地域局（危機管理課）054-644-9104 西部地域局（危機管理課）0538-37-2204 県内全市町（一斉FAX） 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833	環境放射線監視センター0548-29-1111		菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部（緊急事態対策課）054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署	【市町、消防】		御前崎市（危機管理課）0537-85-1119		牧之原市（危機管理課）0548-23-0058		菊川市（危機管理課）0537-35-0923		掛川市（危機管理課）0537-21-1131		吉田町（防災課）0548-33-2164		袋井市（危機管理課）0538-86-3703		焼津市（地域防災課）054-623-2554		藤枝市（大規模災害対策課）054-643-3119		島田市（危機管理課）0547-36-7320		森町（防災課）0538-85-6302		磐田市（危機管理課）0538-37-2114		御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525	静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119		菊川市消防本部 0537-35-0119		掛川市消防本部 0537-21-6101		【中部電力】		中部電力株本店原子力部		中部電力株東京支社		中部電力株静岡支店		※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先（関係機関から連絡）		陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区気象台（総務部業務課）03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡	<p>組織改編による修正</p>
中部電力横浜原子力発電所 0537-86-3481																																																																																																																																																																											
↓																																																																																																																																																																											
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																																																																																																																																																										
【国】																																																																																																																																																																											
原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→ 警察庁（警察局警備課）03-3581-0141 防衛省（統合幕僚監部参事官付）03-5269-3246 海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361 気象庁（総務部企画課）03-3214-7902 厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3593-2171 農林水産省（大臣官房環境政策課）03-3502-8056 その他関係省庁																																																																																																																																																																										
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373																																																																																																																																																																											
内閣官房 内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）付 03-6910-0259	→ 内閣府（内閣総理大臣）																																																																																																																																																																										
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051																																																																																																																																																																											
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 （自動車局環境政策課）03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付）03-5253-8309																																																																																																																																																																											
【国出先機関】																																																																																																																																																																											
中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683																																																																																																																																																																											
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778																																																																																																																																																																											
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局（健康安全課）054-254-6314																																																																																																																																																																										
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118																																																																																																																																																																										
【静岡県】																																																																																																																																																																											
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004 東部地域局（危機管理課）055-920-2003 中部地域局（危機管理課）054-644-9104 西部地域局（危機管理課）0538-37-2204 県内全市町（一斉FAX） 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833																																																																																																																																																																										
環境放射線監視センター0548-29-1111																																																																																																																																																																											
菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部（災害対策課）054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署																																																																																																																																																																										
【市町、消防】																																																																																																																																																																											
御前崎市（危機管理課）0537-85-1119																																																																																																																																																																											
牧之原市（防災課）0548-23-0058																																																																																																																																																																											
菊川市（危機管理課）0537-35-0923																																																																																																																																																																											
掛川市（危機管理課）0537-21-1131																																																																																																																																																																											
吉田町（防災課）0548-33-2164																																																																																																																																																																											
袋井市（危機管理課）0538-86-3703																																																																																																																																																																											
焼津市（地域防災課）054-623-2554																																																																																																																																																																											
藤枝市（大規模災害対策課）054-643-3119																																																																																																																																																																											
島田市（危機管理課）0547-36-7143																																																																																																																																																																											
森町（防災課）0538-85-6302																																																																																																																																																																											
磐田市（危機管理課）0538-37-2114																																																																																																																																																																											
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525																																																																																																																																																																										
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119																																																																																																																																																																											
菊川市消防本部 0537-35-0119																																																																																																																																																																											
掛川市消防本部 0537-21-6101																																																																																																																																																																											
【中部電力】																																																																																																																																																																											
中部電力株本店原子力部																																																																																																																																																																											
中部電力株東京支社																																																																																																																																																																											
中部電力株静岡支店																																																																																																																																																																											
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先（関係機関から連絡）																																																																																																																																																																											
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																																																																																																																																																										
陸上自衛隊東方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																																																																																																																																																										
東京管区気象台（総務部業務課）03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡																																																																																																																																																																										
中部電力横浜原子力発電所 0537-86-3481																																																																																																																																																																											
↓																																																																																																																																																																											
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																																																																																																																																																										
【国】																																																																																																																																																																											
原子力規制委員会原子力規制庁緊急時対応センター「ERC」 03-5114-2121	→ 警察庁（警察局警備課）03-3581-0141 防衛省（統合幕僚監部参事官付）03-5269-3246 海上保安庁（警備救難部環境防災課）03-3591-6361 気象庁（総務部企画課）03-3214-7902 厚生労働省（大臣官房厚生科学課）03-3593-2171 農林水産省（大臣官房環境政策課）03-3502-8056 その他関係省庁																																																																																																																																																																										
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 03-3581-0373																																																																																																																																																																											
内閣官房 内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）付 03-6910-0259	→ 内閣府（内閣総理大臣）																																																																																																																																																																										
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051																																																																																																																																																																											
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省（海事局検査測度課）03-5253-8639 （自動車局環境政策課）03-5253-8603 （大臣官房参事官（運輸安全防災）付）03-5253-8309																																																																																																																																																																											
【国出先機関】																																																																																																																																																																											
中部経済産業局（総務企画部総務課）052-951-2683																																																																																																																																																																											
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0548-29-0778																																																																																																																																																																											
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局（健康安全課）054-254-6314																																																																																																																																																																										
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部（警備救難課）054-353-0118																																																																																																																																																																										
【静岡県】																																																																																																																																																																											
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂地域局（危機管理課）0558-24-2004 東部地域局（危機管理課）055-920-2003 中部地域局（危機管理課）054-644-9104 西部地域局（危機管理課）0538-37-2204 県内全市町（一斉FAX） 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊 0550-89-1310 第三管区海上保安本部（環境防災課）045-211-1118 静岡地方気象台 054-282-3833																																																																																																																																																																										
環境放射線監視センター0548-29-1111																																																																																																																																																																											
菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部（緊急事態対策課）054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署																																																																																																																																																																										
【市町、消防】																																																																																																																																																																											
御前崎市（危機管理課）0537-85-1119																																																																																																																																																																											
牧之原市（危機管理課）0548-23-0058																																																																																																																																																																											
菊川市（危機管理課）0537-35-0923																																																																																																																																																																											
掛川市（危機管理課）0537-21-1131																																																																																																																																																																											
吉田町（防災課）0548-33-2164																																																																																																																																																																											
袋井市（危機管理課）0538-86-3703																																																																																																																																																																											
焼津市（地域防災課）054-623-2554																																																																																																																																																																											
藤枝市（大規模災害対策課）054-643-3119																																																																																																																																																																											
島田市（危機管理課）0547-36-7320																																																																																																																																																																											
森町（防災課）0538-85-6302																																																																																																																																																																											
磐田市（危機管理課）0538-37-2114																																																																																																																																																																											
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁（国民保護・防災部防災課）03-5253-7525																																																																																																																																																																										
静岡市消防局牧之原消防署 0548-53-0119																																																																																																																																																																											
菊川市消防本部 0537-35-0119																																																																																																																																																																											
掛川市消防本部 0537-21-6101																																																																																																																																																																											
【中部電力】																																																																																																																																																																											
中部電力株本店原子力部																																																																																																																																																																											
中部電力株東京支社																																																																																																																																																																											
中部電力株静岡支店																																																																																																																																																																											
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡 その他連絡先（関係機関から連絡）																																																																																																																																																																											
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																																																																																																																																																										
陸上自衛隊東方面総監部 048-460-1711	防衛省（統合幕僚監部参事官付）又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																																																																																																																																																										
東京管区気象台（総務部業務課）03-3212-2949	静岡地方気象台又は気象庁（総務部企画課）から連絡																																																																																																																																																																										
72	<p>別表（3-8-2）原子力災害医療協力機関</p> <table border="1"> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市立島田市民病院</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	病院名	所在地	電話	(略)	(略)	(略)	市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表（3-8-2）原子力災害医療協力機関</p> <table border="1"> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>島田市立総合医療センター</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	病院名	所在地	電話	(略)	(略)	(略)	島田市立総合医療センター	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>名称変更</p>																																																																																																																																										
病院名	所在地	電話																																																																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																									
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111																																																																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																									
病院名	所在地	電話																																																																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																									
島田市立総合医療センター	島田市野田 1200-5	0547-35-2111																																																																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																									